

「特定課題研究員制度」任用解除申請について

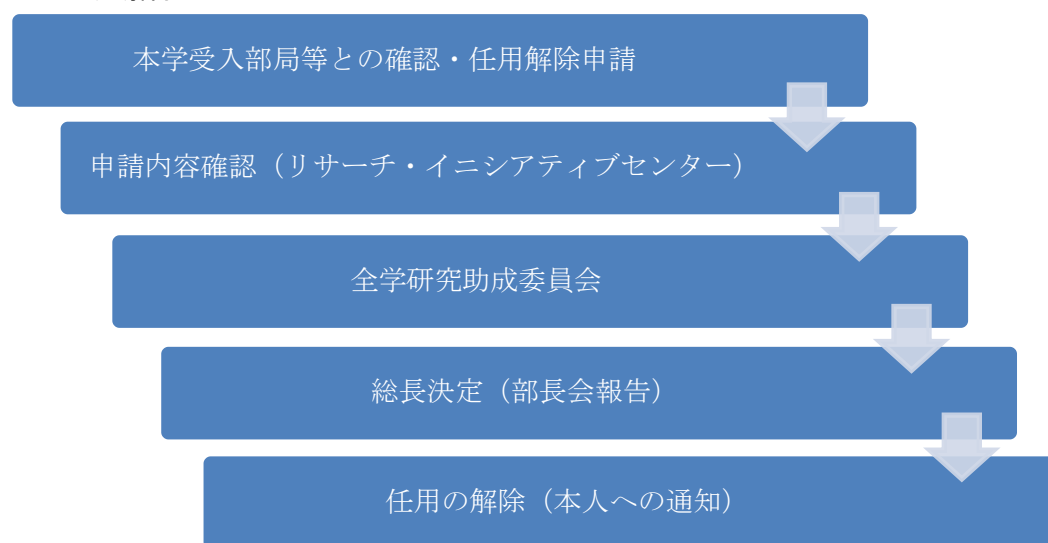
他研究機関への移籍等により研究継続資格が発生する場合や、疾病その他の理由により研究活動等を継続することが困難となった場合等は特定課題研究員の任用解除が必要となります。以下の要領にしたがって任用解除の手続きを進めていただきますようお願いいたします。

※他研究機関への移籍等による解除の場合は、移籍が決まり次第早急にお手続きをお願いします。

【解除事由】

1. 任用資格の喪失（他研究機関への移籍等により研究継続資格が発生する場合）
2. 本人からの申し出
3. 疾病その他の理由により研究活動等の継続が困難な場合
4. 本学に対する名誉毀損等の理由により、任用が不相当と本学が認めた場合

1. 任用解除フロー



2. 申請書類および提出先

■ 申請書類：任用解除申請書

※他研究機関への移籍による任用解除申請の場合、採用・受入許可通知等のコピーまたはスキャンした電子データを証明書類として添付。

■ 申請書類提出先：リサーチ・イニシアティブセンター (scri@rikkyo.ac.jp)

3. 問合せ先

リサーチ・イニシアティブセンター 中山・巾崎

E-mail : scri@rikkyo.ac.jp 内線 : 3833・4656